

# 相楽郡広域事務組合公平委員会の委員 の服務の宣誓に関する条例

(昭和56年8月制定)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第9条第12項の規定に基づき公平委員会の委員(以下「委員」という。)の服務の宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(宣誓)

第2条 新たに委員となつた者は、代表理事の面前において別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行つてはならない。

(権限の委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、委員の服務の宣誓について必要な事項は、組合代表理事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年8月1日から適用する。

別記様式 略